

# 脱炭素化設備等導入促進支援事業

## 「よくあるご質問」

### 簡易省エネ診断 編

1. 対象者について
2. 申請について
3. 脱炭素化アドバイザー派遣事業について

## 1. 対象者について

### Q-1 簡易省エネ診断受診の対象者は？

市内に事業所を有し、納付すべき市税に未納のない中小企業者(中小企業基本法第2条に規定するもの)及び個人事業主で、次の①及び②のいずれにも該当する者。なお、みなし法人やその他の私法人(社会福祉法人や医療法人等)についても、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同数又はそれ以下の場合は当該企業者として扱います。

- ① 原則として、製造業または倉庫業でないこと。(それらの業種は「省エネ最適化診断」の受診対象となります)
- ② 簡易省エネ診断の結果に基づいて、空調または照明設備(もしくはその両方)のみを導入・更新する予定であること。(照明または空調以外の導入等は「省エネ最適化診断」の受診対象となります)

### Q-2 中小企業者とは？

中小企業基本法に基づく以下のいずれかの要件に該当する法人のこと。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(下記3業種 以外の業種)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

### Q-3 個人事業主ですが尼崎市外在住です。対象となりますか？

お住まいが尼崎市外でも、申請者が代表者として営む事業所(店舗、工場、事務所等)が尼崎市内であれば対象となります。

**Q-4 尼崎市内に複数の事業所を展開していますが、事業所ごとに申請できますか？**

できません。1事業者につき1事業所のみ申請となりますので、実施施設を十分に精査し申請してください。

**Q-5 社会福祉法人や医療法人、一般社団・財団法人等の各種私法人は対象となりますか？**

医療法人、社会福祉法人などは中小企業基本法に基づく中小企業者には該当しませんが、本事業ではサービス業とみなし、当該業種の中小企業としての要件(資本金5,000万円以下または従業員100人以下)を満たす場合は対象となります。

**Q-6 医師、士業は対象となりますか？**

確定申告において事業収入として計上されている場合は個人事業主として対象になります。一方、給与収入等で計上されている場合は、個人事業主ではなく、勤務先との雇用関係があるとみなされるため、対象にはなりません。

また、各士業法人については、Q-2に記載のサービス業とみなし、条件に合致する場合は中小企業者として対象になります。

なお、事業収入と給与収入の両方の収入があるケースについては、収入の合計額に対して事業収入が5割以上を占めている場合は、特例的に個人事業主として取り扱います。

**Q-7 不動産業は対象となりますか？**

自己所有物件(いわゆる大家)である場合は対象となります。なお、診断受診の対象は共用部の設備のみとなります。各戸居住区域内の設備は対象外となります。

法人・・・診断の対象となる物件が自己所有の場合は対象となります。(所有者が別にある場合は対象外です。)

個人事業主・・・法人と同様で、診断の対象となる物件が自己所有の場合は対象となります。ただし、確定申告において当該業に係る収入を事業収入として計上されている場合に限り対象となります。なお、事業収入と給与収入の両方の収入があるケースについては、収入の合計額に対して事業収入が5割以上を占めている場合は、特例的に個人事業主として取り扱います。

**Q-8 集合住宅（マンション、アパート等）の部屋のみを所有し、賃料収入を得ています。この場合は対象となりますか？**

対象外です。不動産については、建物の共用部のみが診断の対象となります。各戸（部屋）については共用部が存在しないため、対象にはなりません。

**Q-9 定まった事業所をもたない個人事業主（いわゆるフリーランス）です。対象となりますか？**

省エネ最適化診断を行う事業所が特定できないため、対象にはなりません。

**Q-10 農家は対象となりますか？**

個人が営む農林水産業であっても、事業所（事務所等）を有している場合は、個人事業主として対象となります。

**Q-11 なぜ製造業と倉庫業は簡易省エネ診断の対象外なのですか？**

製造業の事業拠点となる工場や、倉庫業の拠点となる倉庫は延べ床面積が広く、照明器具や空調が数多く設置されていることが多いため、簡易的な診断では全体のエネルギー状況等を把握することが難しいためです。そのため、それらの業種には、原則として（一財）省エネルギーセンターの専門員が実施する省エネ最適化診断を受診いただくこととしています。

**Q-12 製造業と倉庫業以外は必ず簡易省エネ診断を受診できますか？**

簡易省エネ診断は、小規模施設を簡易的に診断することを目的としているため、製造業や倉庫業以外の事業者においても、大規模施設を所有されているなど、簡易的な診断を実施することが困難と判断される場合は、省エネ最適化診断の受診に変更していただくことがあります。

**Q-13 空調と照明以外にも、診断してほしい設備があります。この場合は簡易省エネ診断の対象となりますか？**

対象外です。省エネ最適化診断を受診してください。

簡易省エネ診断は、空調または照明設備（もしくはその両方）の診断の場合のみ、対象となります。

**Q-14 昨年度(令和4年度)にすでに省エネ最適化診断を受診し、省エネ設備の導入補助金の交付を受けています。この場合、今年も診断の受診及び補助金の受給はできますか？**

当初募集では、令和5年度に初めて申請される方のみ受付をいたします。10月1日以降、予算枠に余裕がある場合に限り、2次募集を行います。2次募集では令和4年度に当該診断の受診および補助金の交付を受けた方も補助対象とする予定です。

## 2. 申請について

### Q-15 簡易省エネ診断はどのように申し込み（申請）すればよいですか？

「脱炭素化アドバイザー派遣申請書」に必要事項を記入し、（公財）尼崎地域産業活性化機構までご提出ください。申請書は尼崎市公式ホームページ「令和5年度脱炭素化設備等導入促進支援事業」からダウンロードいただけます。

### Q-16 申請から診断まではどのような流れですか？

「脱炭素化アドバイザー派遣申請書」をご提出いただいた後、診断実施事業者を決定します。その後、診断事業者に過去12カ月（1年間）分の電気使用量資料などをご提出いただき、診断を実施します。診断実施後、「簡易省エネ診断実施報告書」が作成され、お手元に届いた時点で診断は完了です。

なお、「簡易省エネ診断実施報告書」はその後の省エネ設備導入の際の補助金申請時に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

### Q-17 簡易省エネ診断の実施事業者はどのような事業者ですか？

主に市内電気工事事業者等が診断を実施します。電気工事業として許可もしくは登録を受けている事業者で、尼崎市簡易省エネ診断実施事業者登録制度にて本市に登録をしている者となります。

### Q-18 簡易省エネ診断の実施事業者は選べますか？

尼崎市簡易省エネ診断実施事業者登録制度に登録済みの事業者の中から、ご自身のご希望の事業者をお選びいただけます。

希望する事業者がある場合は、「脱炭素化アドバイザー派遣申請書」内に実施希望事業者を記入する欄を設けていますので、そこに事業者名をご記入ください。

なお、特に希望する事業者がない場合は、空欄のまま記入は不要です。記入がない場合（希望事業者がない場合）は、登録済みの事業者の中から事務局で選定させていただきます。

**Q-19 尼崎市外の電気工事事業者に簡易省エネ診断の実施を依頼することは  
できますか？**

できません。実施事業者として登録できるのは尼崎市内の電気工事事業者のみです。また、市内事業者であっても、尼崎市簡易省エネ診断実施事業者登録制度に登録されていない事業者では診断は実施できませんのでご注意ください。

**Q-20 診断受診後、省エネ設備の導入等の補助金を受けることは  
できますか？**

可能です。簡易省エネ診断の結果に基づいた省エネ設備の導入や更新に対し、最大100万円（補助率2/3）までの補助金を受けることができます。なお、簡易省エネ診断の結果で補助の対象となる設備は、空調または照明設備のみです。そのほかの省エネ設備（キュービクルやボイラー等）の導入・更新に対し補助金を受けたい場合は、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断を受診してください。

**Q-21 申請書提出から診断完了までどれくらいの期間がかかりますか？**

実施時期や混雑状況等によって変わりますが、概ね下記の期間が必要になります。  
※申請ごとに所要期間が異なるため、幅を持たせた期間となっています。

申請書の提出～診断事業者の決定 約1～4週間

診断の実施～報告書の受領 約2～4週間

### 3. 脱炭素化アドバイザー派遣事業について

#### Q-22 簡易省エネ診断のみを受診することはできますか？

簡易省エネ診断の受診後に、省エネ設備を導入し、脱炭素化の取組みにつなげることを目的としているため、原則診断のみの受診はできません。

令和5年6月1日 制定

令和5年6月9日 改定